

不活化ポリオワクチンの早期導入等を求める意見書

現在、我が国ではポリオ（急性灰白髄炎）の予防接種は、生ワクチンを使用している。しかし、このワクチンはまれにウイルスが変異を起こし、ポリオを発症してしまうため、日本を除く多くの先進国では、ポリオウイルスを完全に無毒化した不活化ポリオワクチンを接種している。すでに、日本の周辺諸国・地域である韓国、台湾、タイ、シンガポール、香港、中国では、単独又は5種・6種混合の不活化ポリオワクチンを導入しているのが、現状である。

また、経口生ワクチンが何より危険なのは、人体内で変性して、強毒化したポリオウイルスから二次感染、三次感染の再流行を引き起こしかねないことや、免疫獲得率の低い世代の親やわが子から感染することである。

こうした現状から、厚生労働省では、早ければ平成24年度の終わり頃に不活化ポリオワクチンの導入を図るとしているが、副反応が確認されている経口生ワクチンの接種を控える保護者も増えており、ワクチンを接種せずに免疫のない子が増えることは、海外から持ち込まれたウイルスで発症者が出るリスクが高まることにもなる。ワクチンを接種しないことは最悪の選択であり、国民の安心・安全な医療や子供たちの未来が危険にさらされており、一刻も早く不活化ワクチンを導入するとともに、それまでの間、輸入ワクチンを特例承認し、定期予防接種に位置づけ、副反応に対する公的補償の問題をはじめ、乳幼児を抱える親など国民の不安を取り除く必要がある。

よって政府は、不活化ポリオワクチンの国内での生産に限定せず国外から輸入して対応することも可能にし、国の承認を待つ間、安心してポリオワクチンを接種できるよう、次の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

- 1 不活化ポリオワクチンの安全性を1日も早く確認して国内に導入し、定期予防接種ワクチンに位置づけること
- 2 不活化ポリオワクチンの国内導入までの間、海外からの緊急輸入を特例承認し、定期予防接種ワクチンに位置づけること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月27日

沖縄県石垣市議会

あて先 内閣総理大臣 厚生労働大臣